

第31回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成29年 1月26日(木) 9時28分～10時 2分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

3 出席委員(12人出席)

- ① 新穂 敏憲 ② 坂口 輝美 ③ 冨永 勝志 ④ 石原 千代年
⑤ 堂後 善人 ⑥ 尻無濱 俊幸 ⑦ 高原 熊夫
⑨ 京田 提樹 ⑩ 松下 輝男 ⑪ 石坂 務 ⑫ 田嶋 輝男

4 欠席委員等(早退・遅刻等)

- ⑧ 平田 修二(欠席)

5 議事日程

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 3号 非農地証明願いについて
議案第 4号 農用地利用集積計画について
議案第 5号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)について
その他(報告等)・・・なし

6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)
新坂 謙二 (次長兼管理係長)
上脇 重樹 (管理係)
榎木 海斗 (管理係)
濱崎 春香 (管理係)
○ 農政課 須崎 誠也 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

定刻より若干早いですがお揃いですので、ただ今から第31回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1 議事録署名委員の指名であります。議長において、6番 尻無濱 俊幸委員、7番 高原 熊夫委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第31回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3 諸報告であります。1月4日には、市役所の仕事始式に出席いたしました。

7日には、ABCパレスで開催された商工会議所主催の新春懇談会に出席いたしました。

10日には、1月定例常設審議委員会に出席いたしました。

私からは以上であります。皆さん方からありましたら、その他のところでお願いをいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
を議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)

それでは、議案第1号についてご説明いたします。

議案書の2ページをご覧ください。

農地法第3条の申請は3件であり、所有権移転が3件であります。

なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

1月16日に7番委員及び9番委員と事務局で「現地調査」並びに「聞き取り調査」を実施いたしました。

それでは、ご説明させていただきます。

整理番号1 所有権移転について、地図は、1ページであります。

申請地は、耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇市にお住いの「〇〇〇〇」さんであります。

〇〇さんは、現在父・母・夫と共に水稲・甘藷の生産を行い、年間100日程度、農業に従事されております。

申請地は、水稲を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われま。

次に、整理番号2 所有権移転について、地図は、2ページから7ページであります。

申請地は、耕作可能な農地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住いの「〇〇〇」さんであります。

〇〇さんは、現在、父と共に露地野菜の生産を行い、年間120日程度、農業に従事されております。

申請地は、露地野菜及び水稲を生産するということであり、周辺への

影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

次に、整理番号3 所有権移転について、地図は、8ページであります。

申請地は、耕作可能な農地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住いの「〇〇〇」さんであります。

〇〇さんは、現在甘藷の生産を行い、年間100日程度、農業に従事されております。

申請地は、甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終了しました。

次に調査員の報告を求めます。

3番委員 (高原 委員)

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告いたします。

1月16日に「9番委員」及び「事務局職員」と『現地調査』並びに『聞き取り調査』をいたしました。

申請地は、いずれも耕作可能な農地でありました。

申請人も農機具の所有や就労日数・耕作面積など問題なく、営農に意欲的に取り組んでおられました。

申請地も必ず耕作するとのことで、周辺への影響も無く、許可相当であると調査して参りました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終了しました。

これより質疑を許します。
質疑ございませんか。

5番委員（堂後 委員）

整理番号2番は贈与ですか。

事務局（上脇 重樹）

農業者年金の手続き上、経営移譲になりますが、法律行為は贈与となります。

議長（田嶋 輝男）

他に、質疑ございませんか。

委員 なし

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長（田嶋 輝男）

日程第5 議案第 2号農地法第5条の規定による許可申請について
を議題といたします。

申請地は、整地を行い、平家建ての住宅が建築されます。

建物の排水は、合併浄化槽により処理され、申請地内の雨水と共に南側の市道側溝へ流下されます。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

9番委員 (京田 委員)

農地法第5条第1項の規定による許可申請の調査結果について、報告します。

1月16日、7番委員と事務局職員で現地を調査しました。

それでは、整理番号1から順に報告します。

申請地周辺は、北側は原野化し非農地となった畑、東側は5条許可を受けた畑、南側は通路、西側は遊休農地となっている畑でした。

計画されている工作物は、境界線から一定程度離して設置されます。また、流水処理は自然流下で問題ないと判断しました。よって、周辺農地への悪影響もないと思われます。

また、転用目的用地として、周辺の農地以外の土地及び第3種農地を検討されましたが所有者と合意に至らず、申請地以外には適地がないとのことであり、代替地はなく、本件はやむを得ないものであります。

したがって、許可相当であると考えます。

続いて、整理番号2につきまして、

申請地周辺は、北側は山林、東側及び西側は宅地、南側は市道でした。

計画されている一般住宅は、境界から一定程度離して建築されます。また、敷地内の流水は、すべて市道側溝へ流下されます。よって、周辺農地への悪影響もないと思われます。

したがって、許可相当であると考えます。

以上です。

議長（田嶋 輝男）

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長（田嶋 輝男）

整理番号1番の太陽光施設ですが、何キロワットの発電量になるのですか。

事務局（上脇 重樹）

申請書に添付された経済産業省からの通知は44キロワットとなっています。

議長（田嶋 輝男）

常設審議委員で大崎町に現地調査に行ったのですが、そこは、太陽光発電施設において自然流下で許可を出したが、許可を出した後、かなり水量が多くて、地域の人から批判が出ていて、非常に大きな問題になっていました。大崎町では、自然流下の申請は慎重になり、条件を付ける様になりました。

今までは、自然流下で許可を出していますが、よく現地を調査したうえで、周りに影響がないのか確認する必要があります。

大崎町の事例は、水路の末端に民家がありまして、その排水路が、はけないと言うぐらい大きな施設でありましたが、文句は出ているが、設置業者が工事をしてくれないと言う事で問題になっています。

今後は、事前に調査し、近くに排水路があることなど、よく検討する必要があると考えます。最後は、農業委員会が許可を出したと言われるので、そのようにならない様にしなければならないと考えます。

今後も、発電施設はできていくと考えるため、許可の基準を設置する必要もあるのかと考えます。

事務局 （上脇 重樹）

発電施設は、工作物であり、都市計画法の規制も受けなため、農地法に於いて、他の農地に影響がないか、規制をすべきと考えます。

また、太陽光に限らず、再生可能エネルギー等開発行為の不要なものについては、農業委員会の事務局において、十分な審査をする必要があると考えます。

今回の件に関しましては、全体で、半年前の申請と合わしまして、3,400㎡ほどになります。とりあえずは、これ以上の建設計画はないということで、西側に貸付人の農地がありますが、そこは農地として、活用すると、現地調査の聞き取り時に貸付人は、言われていました。

次の、周囲の農地に被害のあった場合ですが、発電所建設の目的に関わらず、被害防除の書類を添付していただいて、それに加えて誓約書を提出していただいています。そこで、被害が発生した場合は、「申請人に於いて対応いたします。」と言う事で記載していただいています。これに基づいて、何らかの事故があった場合には、指導していきたいと考えています。

議長 （田嶋 輝男）

設置者が、〇〇の事業者ですので、大崎町の事例も、県外であったので、都市計画部署とも一緒に対応しているらしいが、やってないと言う事でしたので、周りが譲渡人の土地がありますが、これ以上は広がらないのですか。

事務局 （上脇 重樹）

前回の3筆と合わせて4筆になりますが、これ以上にはならないと現地調査時には聞いています。

議長 （田嶋 輝男）

他に質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第6 議案第 3号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、本件については、「荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査」で判定されたとおり、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第7 議案第 4号 農用地利用集積計画についてを議題といたしま

す。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局（榎木 海斗）

それでは、平成29年農用地利用集積計画書第1号について提案いたします。この議案書の公告年月日は平成29年2月1日となります。

（ 議案資料にて説明 ）

以上、農地銀行活動調査票及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。なお、議案第4号平成29年農用地利用集積計画書第1号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を許します。

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

日程第 8 議案第 5 号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを
議題といたします。

それでは、農政課に説明を求めます。

農政課 （須崎 誠也）

議案第 5 号 農用地利用集積計画の『農地中間管理事業分』平成 29 年度第 1 号についてご説明いたします。

今回の計画は、平成 28 年 1 月 30 日締め切りの第 4 期公募へ載せたものであります。本日の総会でご審議いただきます農用地利用配分計画（案）は、農地中間管理機構へ事前に提出し、審査の結果、配分計画（案）については、問題ないとの回答を得ております。そこで所有者から農地中間管理機構への中間管理権を移すため「農地中間管理事業に係る農用地等の貸借に関する事務処理要領第 13 条第 4 項」の規定に基づき、農業委員会における農用地利用集積計画の決定を受けようとするものです。

この議案が認められれば、公告年月日は、平成 29 年 2 月 1 日となります。

今回、地域といたしましては、大字山下の羽田地区と、大字鶴川内地区の宮原地区、梶地区、鶴田地区、及び山下西光・下平地区の追加分として、3 筆、牛之浜地区の追加分として 2 筆、地域外の、個別といたしましては、大字脇本の 5 筆を計画いたしました。

それでは、順次説明いたします。

資料の表紙裏の総括表をご覧ください。

（ 議案資料にて説明 ）

各地区について御説明いたします。羽田地区につきましては、全体面積 62,985 m²で借入予定面積は 42,120 m²となり、集積率は 66.8% となります。

梣地区につきましては、全体面積84,457㎡で借入予定面積は51,874㎡となり、集積率は61.4%となります。

宮原地区につきましては、全体面積82,354㎡で借入予定面積は69,773㎡となり、集積率は84.7%となります。

鶴田地区につきましては、全体面積193,628㎡で借入予定面積は114,294㎡となり、集積率は59%となります。

以上でございます。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

議長 (田嶋 輝男)

地域集積協力金は継続するのですか。所謂A to Aですけれども。

農政課 (須崎 誠也)

29年度までは、継続されます。30年度以後は不明です。

議長 (田嶋 輝男)

地域集積協力金は下がるのですか。

農政課 (須崎 誠也)

29年度までは、同額になります。

議長 (田嶋 輝男)

他にはありませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

それでは、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件の認定については、原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

事務局からは、ありませんか。

事務局 (新坂 謙二)

ございません。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、ほかにないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 10:02